

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県多気郡多気町

2 構造計画特別区域の名称

多気町ほろよい焼酎特区

3 構造改革特別区域の範囲

三重県多気郡多気町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

多気町（以下「本町」という。）は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端に位置し、松阪市と伊勢市の中間にある。北部を流れる櫛田川、南部を流れる宮川に囲まれたこの地は、伊勢本街道、和歌山別街道、熊野街道が通過する交通の要地として発展してきた。現在でも伊勢自動車勢和多気 JCT をはじめ、JR 参宮線と紀勢本線の分岐していく県南部の交通の要衝となっている。

(2) 気候

気象状況は、平均気温 14.9℃と全般的には温暖で穏やかな気候だが、冬季には最低気温が氷点下になる日もみられる。また、年間で平均 2,000mm 前後の降水量がある。

(3) 人口

人口は、合併により新たに町政施行した平成 18 年に 15,979 人のピークに達して以降は減少傾向が続いている。

平成 27 年の国勢調査では、男性 7,275 人、女性 7,603 人、合計 14,878 人であり、前回調査（平成 22 年）から 3.6% 減少となっている。

人口割合としては、15 歳未満の若年者は 1,900 人で 12.9% であり、65 歳以上の高齢者は 4,655 人で 31.6% を占め少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業

平成 27 年の国勢調査では、本町の就業人口は、7,541 人で、前回調査（平成 22 年）と比較して 338 人減少している。産業別の構成比は第 1 次産業が 834 人で 11.06%、第 2 次産業が 2,427 人で 32.18%、第 3 次産業が 4,280 人で 56.76% となっている。

また、各産業における就業人口の特色としては、第 1 次産業に占める農業の割合が

97.96%、第2次産業に占める製造業の割合が78.37%、第3次産業に占める卸売業・小売業が20.33%、医療・福祉が22.57%、教育・学習支援業が7.29%といった構成となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、古くから沢山の食べ物が採れる所として知られており、沢山の特産品がある。その中でも稲作（お米）を中心とした農業が盛んに行われてきた。しかし、現在では高齢化や後継者不足による生産農家の減少、耕作放棄による遊休農地の増大など、農業離れが懸念されている。

本特例措置を活用し、地場産米を使用した焼酎製造を行うことで地域に根付く新たな産業を創出する。焼酎製造やそれらを使用した商品づくりなどにより、地域ブランドを育て、地場産米の需要を高めることで、生産農家の減少や遊休農地の増加などの問題解消を図る。

また、本町に建設中の食と癒しをテーマとした大型複合リゾート施設内に出店される、地域食材を活用したレストランや飲食店、地域の特産品を集めた産直市場との相乗効果が見込まれており、本特別区域計画の意義は極めて大きい。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の活用による焼酎の醸造や焼酎を活用した商品づくりに取り組み、地域に根付く新たな産業の確立、集客拡大に資するよう、次の目標を掲げる。

(1) 「焼酎用うるち米栽培」「加工用もち米栽培」等の栽培モデル育成

焼酎用うるち米栽培に加え、本町ではこれまで需要の少なかったもち米の栽培生産に取り組む農業者に対して、様々なリスク低減のため、関係機関との密接な連携を図り、生産農業者をサポートして栽培モデルとしての育成を図る。

(2) もち米を含めたお米のブランド力の向上

うるち米は、知名度、品質ともに上昇傾向にあるが、もち米は需要の低さから生産量、品質ともに低迷している。お米を使った焼酎醸造やもち米を使った商品づくりなど新たな展開を行うことで、もち米についても品質向上を図り、お米全体のブランド力を高める。

(3) 他産業との連携強化による地域経済への波及

本町に建設中の食と癒しをテーマとした大型複合リゾート施設内には地域の特産品を集めた産直市場や、地域食材を活用したレストランや飲食店が出店される。出店先とコラボレートし、地場産米を活用した商品開発を行うことで地域経済に波及効果をもたらす。

(4) 交流人口の拡大

本町に建設中の食と癒しをテーマとした大型複合リゾート施設開業にともなう人の流れの拡大にあわせてマーケティング活動や情報発信を行うことで交流人口を増加させる。

(5) 耕作放棄の防止と遊休農地の活用

高齢化や後継者不足による生産農家の減少、耕作放棄による遊休農地の増大など、農業離れが進んでいる。お米の生産需要を高め、耕作放棄地を活用していくことで耕作放棄地、遊休農地の減少を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 従来の水田経営、食用米栽培に新たに「単式蒸留焼酎」が経営要素として加わることで、経営の多角化、新規就農者、新規就業者の創出につながる。

【単式蒸留焼酎の製造に関する目標】

項目	令和2年度 現状	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和6年 度目標	令和7年度 目標
特定酒類製造事業者数	0	1	1	1	1	1
製造量	0	6,000 ㍓	6,000 ㍓	6,000 ㍓	6,000 ㍓	6,000 ㍓

- (2) 「特産米」、「食用米・清酒」、「レストラン・飲食店」、「焼酎」、「販売店、イベント会場」を効果的に組み合わせることで、特産米を基軸とした総合的なブランド力を高める。

- (3) 地域ブランドを育てることで観光産業など他産業との連携がとりやすくなることで地域経済の波及や交流人口の拡大につながる。

【観光レクリエーション入込客数に関する目標】

項目	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
観光レクリエーション入込客数(年間)	36 万人	600 万人	600 万人	600 万人	600 万人

(4) 焼酎用米の栽培は、柿やイチゴ、トマトと比べ必要となる施設・機械器具等が少ないことから新規事業者の参入や耕作放棄地・遊休農地を活用した生産拡大が期待できる。

【耕作放棄地の解消に関する目標】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
耕作放棄地 面積(ha)	6.2 ha	6.2 ha	5.2 ha	4.2 ha	3.2 ha
年間解消目標 面積(ha)	0.0 ha	1.0 ha	1.0 ha	1.0 ha	1.0 ha

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710、711)特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物として指定された農産物(米又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1)事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2)事業が行われる区域

三重県多気郡多気町全域

(3)事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4)事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物(米又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした単式蒸留焼酎の販売を通じて地域の活性化を図るため、単式蒸留焼酎を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された農産物(米又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料とした単式蒸留焼酎を単式蒸留焼酎製造業者が製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(10 キロリットル)が、適用されないことにより小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより農業者の経営の多角化、新たな特産品物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により、地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。また、当該特定事業の実施主体の事業計画案を確認するとともに、酒税を適切に納税できる事業計画案となるよう、必要に応じて指導する。